

座間市教育委員会 4月定例会議事日程

1 開 会

2 会期の決定

3 会議録署名委員の指名

4 教育長報告

5 案 件

(1) 議案

ア 座間市教育委員会職員の人事について

イ 座間市教育委員会職員の人事について

ウ 座間市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

エ 市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について

(2) 報告

県費負担教職員の任用について

6 閉 会

座間市教育委員会 4 月定例会議事運営要領

日 時	令和 5 年 4 月 1 2 日 (水) 午前 9 時 3 0 分
場 所	座間市役所 5 階 教育委員会室
会 期	令和 5 年 4 月 1 2 日 1 日間
前回定例会 年 月 日	令和 5 年 3 月 2 7 日
会 議 録 署名委員	有山委員 馬場委員
経過報告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	22	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
2	23	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
3	24	座間市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則	生涯学習課長
4	25	市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について	生涯学習課長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者
1	5	県費負担教職員の任用について	就学支援課長

経 過 報 告

令和5年4月12日定例会

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席委員等
3月27日	月	教育委員会定例会	教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員
3月29日	水	市スポーツ・文化振興財団臨時評議員会	教育長
3月30日	木	叙位・叙勲伝達式(青木雅博氏)	教育長
3月30日	木	市自閉症児・者作品展2023	教育長
3月31日	金	市辞令交付式	教育長
3月31日	金	教育委員会事務局職員退職辞令交付式	教育長
3月31日	金	教職員退職等辞令交付式	教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員
4月1日	土	さくら祭り開会式	教育長
4月2日	日	春季学童軟式野球大会開会式	教育長
4月3日	月	市辞令発令式・辞令交付式	教育長
4月3日	月	教職員辞令交付式・教育委員会事務局職員辞令交付式	教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員
4月4日	火	初任者研修会	教育長
4月5日	水	定例校長会議	教育長
4月6日	木	座間中学校入学式	教育長
4月7日	金	相模中学校、栗原中学校退任式	教育長、教育長職務代理者
4月9日	日	～神奈川から世界へ～平和への祈り「第九」(演奏会)	教育長
4月11日	火	定例教頭会議	教育長
4月11日	火	相模原市立大野南中学校分校(夜間学級)入学式	教育長

議案第24号

座間市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

座間市立公民館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和56年座間市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和5年4月12日提出

座間市教育委員会
教育長 木 島 弘

提案理由

座間市個人情報保護条例の廃止に伴う所要の改正について提案するものである。

座間市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

座間市立公民館条例施行規則（昭和52年座間市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4号様式中「提出した個人情報は座間市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

座間市立公民館条例施行規則新旧対照表 (案)

現行

改正案

第4号様式 (第13条関係)

第4号様式 (第13条関係)

第4号様式 (第13条関係)

第4号様式 (第13条関係)

座間市立公民館利用団体調査票

座間市立公民館利用団体調査票

団体名				年	月	日
発足年月日						
活動内容						
代表者	住所					
	氏名	電話番号				
指導者	住所					
	氏名	電話番号				
利用日	月 回 (第 週)					
	曜日					
	時間					
利用する施設						
主に利用する室						
会費	月額	円				
指導者謝礼	月額	円				
会員数	名 (内 男性 名、 女性 名)					
他の活動場所	(当館以外に活動する場所がある場合ご記入ください)					
入会の問い合わせについて	代表者の氏名・電話番号を教えることの可否 (どちらかに○) 1. 教えて良い 2. 教えてほしい (まずは見学を)					

提出した個人情報座間市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

団体名				年	月	日
発足年月日						
活動内容						
代表者	住所					
	氏名	電話番号				
指導者	住所					
	氏名	電話番号				
利用日	月 回 (第 週)					
	曜日					
	時間					
利用する施設						
主に利用する室						
会費	月額	円				
指導者謝礼	月額	円				
会員数	名 (内 男性 名、 女性 名)					
他の活動場所	(当館以外に活動する場所がある場合ご記入ください)					
入会の問い合わせについて	代表者の氏名・電話番号を教えることの可否 (どちらかに○) 1. 教えて良い 2. 教えてほしい (まずは見学を)					

議案第25号

市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について

座間市文化財保護条例（昭和53年座間市条例第13号）第7条の規定に基づき、別紙の市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和56年座間市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和5年4月12日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

市指定史跡名勝天然記念物シラカシ一株（指定番号 天53-1号）の指定解除について提案するものである。

「座間市重要文化財案内（座間市教育委員会発行）」より抜粋



白櫨（シラカシ） 一株

シラカシはブナ科の常緑広葉樹で、関東地方のローム台地上の代表的な樹木の一つです。市内でも各所に見られ、特に鈴鹿明神社境内は、かつては「櫨の森」と呼ばれたほどシラカシが繁茂していましたが、近年その大半が伐採や枯死によって失われ、もはや市内では大木は見られなくなっていました。

指定のシラカシはそれらの中から残った唯一の大木で、おそらくかつては「櫨の森」であったと考えられる栗原神社の森の往時をしのばせる貴重なものといえます。

なお、県下ではシラカシを森林として天然記念物として指定している例は数多くありますが、独立樹として指定している例はあまりありません。

指定番号 天五三一一号

指定年月日 昭和五十三年十二月二十三日

所在地 座間市栗原中央四丁目四番一四号

栗原神社境内

所有者又は管理者 栗原神社（代表役員 山本孝司）

特徴・形・大きさ等 幹回り（目通し）三・六m

樹高約二〇m

枝張り約二〇～二二m

推定樹齢 約五〇〇年

座間市文化財保護委員会
会長 金子 皓彦 殿

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

座間市指定天然記念物の指定解除について（諮問）

時下 貴職にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろより本市の文化財保護行政について多大な御指導、御助言をいただき誠にありがとうございます。

さて、下記については、滅失により本市の天然記念物としての価値を失ったと考えられますので、本市天然記念物の指定解除について文化財保護法並びに座間市文化財保護条例の趣旨に照らし御検討の上、御答申を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. シラカシ一株（指定番号 天53-1号）令和5年3月22日滅失



令和5年3月30日

座間市教育委員会
教育長 木島 弘 様

座間市文化財保護委員会
会長 金子 皓彦



座間市指定天然記念物の指定解除について（答申）

本委員会は、令和5年3月27日付座教生発第188号にて諮問を受けた座間市指定天然記念物の指定解除について慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

シラカシー株（指定番号 天53-1号）は、令和5年3月22日伐採により滅失し、本市の天然記念物としての価値を失ったことから、本市の天然記念物として指定を解除することは妥当である。

座間市文化財保護委員会意見

枯死により、安全への配慮から伐採したことはやむを得ないと思われるが、事前に所有者から連絡をもらうことが望ましかった。本件の他にも天然記念物に指定されている樹木があり、市に連絡なく伐採等に至ることは避けなければならない。

多くの文化財・史跡・天然記念物が指定から年月が経過し、所有者の交代を経ることで、現状変更の際に事前承認を要することが正しく理解されていないことが考えられる。本件のような事案が繰り返されぬよう、今後対策を講じられたい。